

「交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会運営規則」の改正について（案）

○ 改正のポイント

交通政策審議会及び陸上交通分科会の運営に関して既に定められている規定のうち、鉄道部会及び小委員会の運営に関しては明確に定められていないものを交通政策審議会及び陸上交通分科会と同様に定めるよう改正する。

○ 具体的な改正内容

- 鉄道部会については以下のとおり（交通政策審議会運営規則（以下「審議会運営規則」という。）から準用）。
 - ✧ 鉄道部会の招集方法について規定（審議会運営規則第2条を準用）
 - ✧ 書面による議事が可能となるよう規定（審議会運営規則第3条を準用）
 - ✧ 部会長が議事を整理することが明確になるよう規定（審議会運営規則第4条を準用）
 - ✧ 委員等以外の者の出席について規定（審議会運営規則第5条を準用）
 - ✧ 議事録の作成について規定（審議会運営規則第6条を準用）
 - ✧ 議事の公開について規定（審議会運営規則第7条を準用）
 - ✧ 規則に定めるもののほか、必要な事項は部会長が定めることができるよう規定（審議会運営規則第9条を準用）

 - 小委員会については以下のとおり（交通政策審議会令（以下「審議会令」という。）及び審議会運営規則から準用）。
 - ✧ 小委員会の定足数について規定（審議会令第8条第1項を準用）
 - ✧ 小委員会の議決方法について規定（審議会令第8条第2項を準用）
 - ✧ 小委員会の招集方法について規定（審議会運営規則第2条を準用）
 - ✧ 書面による議事が可能となるよう規定（審議会運営規則第3条を準用）
 - ✧ 小委員会の議決を部会長が適当であると認めるときは、鉄道部会の議決とすることができるよう規定（審議会運営規則第8条第2項を準用）
 - ✧ 規則に定めるもののほか、必要な事項は部会長が定めることができるよう規定（審議会運営規則第9条を準用）
- 注）審議会運営規則第4条から第7条は小委員会については既に準用済み。